

表記「取りまとめ」のうち、“2. 諸外国の携帯電話用周波数の割当方式について、

(2) オークション方式のメリット・デメリットとされている事項、(イ) オークション方式のメリットとされている事項”中のパラグラフとして、下記を加えることが望ましいと考えるので、この旨表明します。

記（開始）：

オークション方式によって免許を取得した事業者は、免許資格および条件の範囲内で周波数の市場価格に相当する代価を支払うことになり、その限りで（比較審査時と異なり）何らの既得権をも入手することにならない。その結果、将来において技術・ビジネス環境等の変化により、同事業者が免許を他事業者に（同一免許資格・条件下で）有償譲渡することについて、経済的不公正を生ずることなくこれを容認でき、将来にわたって周波数の効率的利用に資することができる。

記（終了）

意見表明者（個人）：

氏 名： 鬼木 甫

住 所： ー――